

■第9期（令和6～8年度）基準月額5, 800円

区分	対象者	割合	年間介護保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢年金受給者、又は世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.285 (軽減前0.455)	19,840円 (31,670円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.385 (軽減前0.585)	26,800円 (40,720円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685 (軽減前0.69)	47,680円 (48,020円)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で、課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.90	62,640円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円を超える人	基準額×1.00	69,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	83,520円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	90,480円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	104,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	118,320円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	132,240円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	146,160円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	160,080円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	167,040円

※令和7年度より第1、第2、第3、第4段階の課税年金等収入額が82.65万円になりました。（令和6年度は80万円、令和7年度は80万9千円）